

兵庫県公報

平成20年3月21日 金曜日 第1963号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
争議行為を行う旨の通知(労政福祉課).....	1
県営土地改良事業の換地処分(農地整備課).....	2
町営土地改良事業の施行同意(同).....	2
土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出(同).....	2
同 上(同).....	2
保安林の指定予定(豊かな森づくり課).....	3
同 上(同).....	3
道路の区域の変更、供用開始等(道路保全課).....	4
道路の管理に関する事務を所管する事務所(同).....	4
東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可(街路課).....	4
流通業務団地造成事業地の工事の完了(都市計画課).....	5
平成5年兵庫県告示第189号の3(屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等)の一部改正(まちづくり課).....	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課).....	6
土地区画整理事業の換地処分完了の届出(同).....	6
市街地再開発組合の事業計画の変更認可(同).....	6
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(参画協働課).....	6
税務職員身分証票無効公告(税務課).....	7
新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告(まちづくり課).....	7
同 上(同).....	7
同 上(同).....	7
平成21年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜の実施(公園緑地課).....	8
選挙管理委員会告示	
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	9
地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数.....	9
教育委員会規則	
視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則.....	10
教育委員会告示	
兵庫県指定重要有形文化財の指定.....	11
教育委員会公告	
随意契約の相手方等の公示(県立神戸商業高等学校).....	11
正 誤	
平成19年11月20日付け兵庫県公報号外中.....	12

公布された法令のあらまし

- 視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則(教育委員会規則第2号)
視聴覚ライブラリーを兵庫県立図書館等における利用規程等により広く県民の利用に供することとするため、視聴覚ライブラリー利用規則を廃止することとした。

告 示

兵庫県告示第270号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、平成20年3月4日に、神戸市長田区御

屋敷通3 - 1 - 56山陽電気鉄道労働組合執行委員長和田利重から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。
平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事件
山陽電気鉄道労働組合が主張する次の事項について
08春闘における賃金、臨時給引き上げに関する要求ほか
- 2 日時
平成20年 3月25日午前 0時から事件解決に至るまで
- 3 場所
株式会社神戸山陽バスが経営する自動車路線の全職場（ただし、貸切バスおよび他府県にまたがる高速バス路線を除く。）
神戸市垂水区多聞町字小束山868番地の12 株式会社神戸山陽バス
- 4 概要
同盟罷業を含む各種の争議行為、および使用者のロックアウトなど妨害排除のための対抗行為をその条件に応じて実施する。

兵庫県告示第271号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、平成20年 3月 6日県営土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)大日川東 期地区の換地処分をした。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第272号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	同意年月日
福 崎 町	基盤整備促進事業	千 束 地 区	平成20年 3月 3日
同 町	県単独小規模農地緊急整備事業	田 口 地 区	同 上

兵庫県告示第273号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地区名
洲 本 市	鮎 屋 川 地 区

兵庫県告示第274号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市か

ら換地処分を行った旨の届出があった。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	地 区 名 (工 区 名)
淡 路 市	育 波 地 区 (浜 工 区)
同 市	育 波 地 区 (里 工 区)
同 市	柳 沢 地 区

兵庫県告示第275号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町田井字小枕900から904まで、905の1
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第276号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡新温泉町春来字大宮1487の2から1487の4まで、1487の12から1487の14まで、字城山1149の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年3月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成20年3月21日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 十戸養父線	豊岡市日高町知見字犬神1060番1から 養父市八鹿町九鹿字岡1168番1まで	旧	1.0から 25.0まで 8.0から 55.0まで	3,950.0 3,684.0	一部 予定地
	豊岡市日高町知見字犬神1060番1から 養父市八鹿町小佐字土田礮296番1まで	新	8.0から 49.0まで	2,752.0	

兵庫県告示第278号

行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第87条の12第2項の規定により、道路の管理に関する事務を所管する土木事務所を次のとおり定め、平成20年3月23日から施行する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路線名	区 間	管理する事務所
県 道	十戸養父線 (珍坂トンネル)	豊岡市日高町知見字大谷911番1から 同 市日高町知見字小杉179番1まで	八鹿土木事務所

兵庫県告示第279号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業 3.6.110号 公園前線
東播都市計画道路事業 3.6.531号 王子線
- 3 事業施行期間
変更前 平成15年8月19日から平成20年3月31日まで
変更後 平成15年8月19日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第280号

流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地造成事業地については、工事が完了した。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業の名称
神戸流通業務団地造成事業
- 2 工事完了工区
- 10 - 3 工区及び - 2 - 2 工区

兵庫県告示第281号

平成5年兵庫県告示第189号の3(屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1の表風致地区(条例第4条第1項第1号)の款を次のように改める。

区分	区域	関係市町
風致地区(条例第4条第1項第1号)	御崎風致地区のうち、自然公園法(昭和32年法律第161号)第23条第1項の規定により指定された集団施設地区の区域	赤穂市
	三熊山風致地区のうち、県道洲本灘賀集線の路端から100メートル以内の区域	洲本市

2(1)の表1の款中 「伊丹市
西宮市」 を「伊丹市」に改め、同表6の款を削り、同表7の款を同表6の款とし、同表8の款中「西宮市今津水波町地内西宮インターチェンジ」を「尼崎市・西宮市境」に、「西宮市
尼崎市」を「尼崎市」に改め、同表9の款を同表8の款とし、同表10の款中 「芦屋市
西宮市」 を「芦屋市」に改め、同表11の款中 「芦屋市
西宮市」 を「芦屋市」に改め、同表12の款を同表10の款とし、同表13の款を同表12の款とし、同表備考 1中「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

2(2)の表5の款中「西宮市・神戸市境」を「芦屋市・西宮市境」に、「芦屋市
西宮市」 を「芦屋市」に改め、同表39の款中「県道三木環状線」を「市道えびす市住線」に改め、同表47の款中「西宮市塩瀬町地内県道切畑道場線との交点」を「宝塚市切畑地内県道切畑道場線との交点」に、「西宮市塩瀬町一般国道176号との交点」を「宝塚市・西宮市境」に、「三田市
西宮市」 を「三田市」に改め、同表69の款中「市道福線」を「市道福井線」に改め、同表備考 1中「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

2(3)の表1の款中 「伊丹市
西宮市」 を「伊丹市」に改め、同表備考 1中の「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

2(4)の表2の款中 「宝塚市
西宮市」 を「宝塚市」に改め、同表9の款及び13の款中 「尼崎市
西宮市」 を「尼崎市」に改め、同表14の款中「今津駅」を「西宮市・宝塚市境」に、「西宮市
宝塚市」 を「宝塚市」に改め、同表16の款中 「尼崎市
西宮市」

を「尼崎市」に改め、同表備考 1 中「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

4 (1)アの表 6 の款中 「三田市
西宮市」 を「三田市」に改める。

10(1)の表 1 の款中「伊丹市 西宮市」を「伊丹市」に改め、同表 6 の款を削り、同表備考中「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

10(2)の表 7 の款中「市道福線」を「市道福井線」に改め、同表備考中「及び姫路市域内」を「、姫路市域内及び西宮市域内」に改める。

10(5)の表 2 の款中「三田市 西宮市」を「三田市」に改める。

兵庫県告示第282号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、相生市菅原横尾土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業施行期間

変更前 平成 6 年 6 月 7 日から平成20年 3 月31日まで

変更後 平成 6 年 6 月 7 日から平成23年 3 月31日まで

2 変更認可の年月日

平成20年 3月10日

兵庫県告示第283号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 3 項の規定により、伊丹市鴻池土地区画整理組合から阪神間都市計画事業鴻池土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第284号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 1 項の規定により、相生駅前地区 A ブロック市街地再開発組合の事業計画の変更について認可した。

平成20年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称

相生駅前地区 A ブロック市街地再開発組合

2 事務所の所在地

相生市旭 1 丁目 1 番 3 号

3 施行地区

相生市本郷町の一部

4 設立認可年月日

平成11年 5月31日

5 変更内容

事業施行期間

変更前 平成11年 6 月11日から平成20年 3 月31日まで

変更後 平成11年 6 月11日から平成23年 3 月31日まで

6 変更認可年月日

平成20年 3月 7 日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10

年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請のあった年月日 平成20年3月7日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人花咲

イ 代表者の氏名 窪田潤子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市西中島81番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者に対して生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、すべての人々が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

税務職員身分証票無効公告

次の証票については、平成20年2月23日紛失したので、当日以降これを無効とする。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

種 類	番 号	交 付 年 月 日
徴 税 吏 員 証	第80382号	平成14年4月1日

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している神戸研究学園都市新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

- 4 - 4工区、 - 4 - 6工区

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している西神地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

- 12 - 1工区、 - 8 - 3工区、 - 8 - 4工区、 - 8 - 5工区

新住宅市街地開発法第27条第2項に基づく工事完了公告

新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づき神戸市が施行している西神第2地区新住宅市街地開発事業のうち、次の工区の工事は完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、神戸市役所において縦覧に供する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

工事完了工区

- 3 - 1工区

平成21年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜の実施

兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸研修履修規程第7条第2項の規定により、平成21年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜を次のとおり実施する。

平成20年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集人員

15名

2 修業年限

1年

3 試験期日

(1) 第1次選抜 書類選考

(2) 第2次選抜 平成20年12月6日(土)・12月7日(日)(2日間)

4 試験場所

第2次選抜 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

5 試験科目

(1) 第1次選抜

出願書類による書類選考

(2) 第2次選抜

ア 個人面接

イ 筆記試験(園芸)

ウ グループワーク

6 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

(1) 医療・福祉関連の国家資格(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士)を有する者

(2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学を卒業した者及び平成21年3月卒業見込みの者

(3) 大学を卒業した者及び平成21年3月卒業見込みの者

(4) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者及び平成21年3月31日までに授与される見込みの者

(5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成21年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者

(6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者

7 出願手続

(1)の出願書類を提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留速達扱いとすること。(3)の受付期間最終日(平成20年10月29日(水))までの消印があるものは有効。

(1) 出願書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 実務経験書

(2) 出願書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、出願書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

平成20年10月15日（水）から同月29日（水）まで

(4) 提出先

郵便番号656-1726

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 合格発表

(1) 期日

平成20年12月16日（火）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、合格発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県第1号館1階南側渡り廊下に合格者の受験番号を掲示する。

また、本校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 受験についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82-3131

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成20年3月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,690

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 822,416

兵庫県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成20年3月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

(選挙区名)

〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕

神戸市東灘区	54,890
神戸市灘区	34,497
神戸市中央区	31,675
神戸市兵庫区	30,374
神戸市北区	61,054
神戸市長田区	27,956
神戸市須磨区	45,995
神戸市垂水区	61,039
神戸市西区	64,969
姫路市	133,522
尼崎市	126,813
明石市	78,534
西宮市	125,092
洲本市	13,800
芦屋市	25,685
伊丹市	52,145
相生市	9,001
豊岡市	24,365
加古川市	71,084
龍野市	10,913
赤穂市及び赤穂郡	18,810
西脇市	9,916
宝塚市	60,652
三木市	22,692
高砂市	25,577
川西市及び川辺郡	51,898
小野市	13,165
三田市	28,959
加西市	13,205
篠山市	12,408
養父市	7,806
丹波市	19,135
南あわじ市	14,504
朝来市	9,464
淡路市	13,904
宍粟市	11,948
加東市	10,630
多可郡	8,664
加古郡	17,783
飾磨郡	7,527
神崎郡	12,696
揖保郡	20,046
佐用郡	5,788
美方郡	10,743

教育委員会規則

視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 3月21日

兵庫県教育委員会
委員長 永 田 萌

兵庫県教育委員会規則第 2 号

視聴覚ライブラリー利用規則を廃止する規則

視聴覚ライブラリー利用規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第 3 号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第 4 条第 1 項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

平成20年 3月21日

兵庫県教育委員会
委員長 永 田 萌

種 別	文化財の名称	数量	所 在 地	所 有 者 (管理 者)	
重 要 有 形 文 化 財	建 造 物	宿南家住宅主屋 附 棟札 1 枚	1 棟	養父市八鹿町宿南1202番地	青 柳 昌 子 (戸井田 良 晴)
		達徳会館(旧兵庫県豊 岡尋常中学校本館)	1 棟	豊岡市京町12番16号	社団法人 達徳会
	彫 刻	性空上人坐像	1 軀	姫路市書写2968	宗教法人 円教寺
		如意輪観音坐像	1 軀	姫路市書写2968	宗教法人 円教寺

教 育 委 員 会 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 3月21日

契約担当者
兵庫県立神戸商業高等学校長 田 畑 勝 茂

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
教育用コンピュータ（賃貸借）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県立神戸商業高等学校 神戸市垂水区星陵台 4 - 3 - 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 3月 4 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社菱友システムズ関西支社 神戸市中央区栄町通 2 - 5 - 1
- 5 随意契約に係る契約金額
1,161,300円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による

正 誤

平成19年11月20日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県告示第1188号の2（造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部改正）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	下から13	第2の1の(1)のイの(キ)のcを次のように改める。 c 除・間伐 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。 第2の1の(1)のイの(ク)を次のように改める。	第2の1の(1)のイの(ク)を次のように改める。
11	上から8	第7を第8に、第8を第10に改め、第6の次に次のように第7を加える。	第8中「様式第5号」を「様式第6号」に改め、第8を第10とし、第10の前に次のように加える。 第9 第7の2の規定による協議は、施行地等の転用等に係る補助金等の返還免除の協議について（様式第5号）により行うものとする。 第7中「規則第11条第2項第1号」を「第7の1の(1)、(2)、(4)又は(5)」に改め、第7を第8とし、第6の次に次のように加える。
12	下から14	第7を次の第8に改め、第8を第10に改める。 第8 第7の1の(1)、(2)、(4)又は(5)の規定による届出は、林地転用行為届（様式第4号）により行われなければならない。 第8の次に第9を加える。 第9 第7の2の規定による協議は、施行地等の転用等に係る補助金等の返還免除の協議について（様式第5号）により行うものとする。 様式第1号を次のように改める。	様式第1号を次のように改める。
17	下から15	様式第4の次に様式第5を次のように加える。	様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。